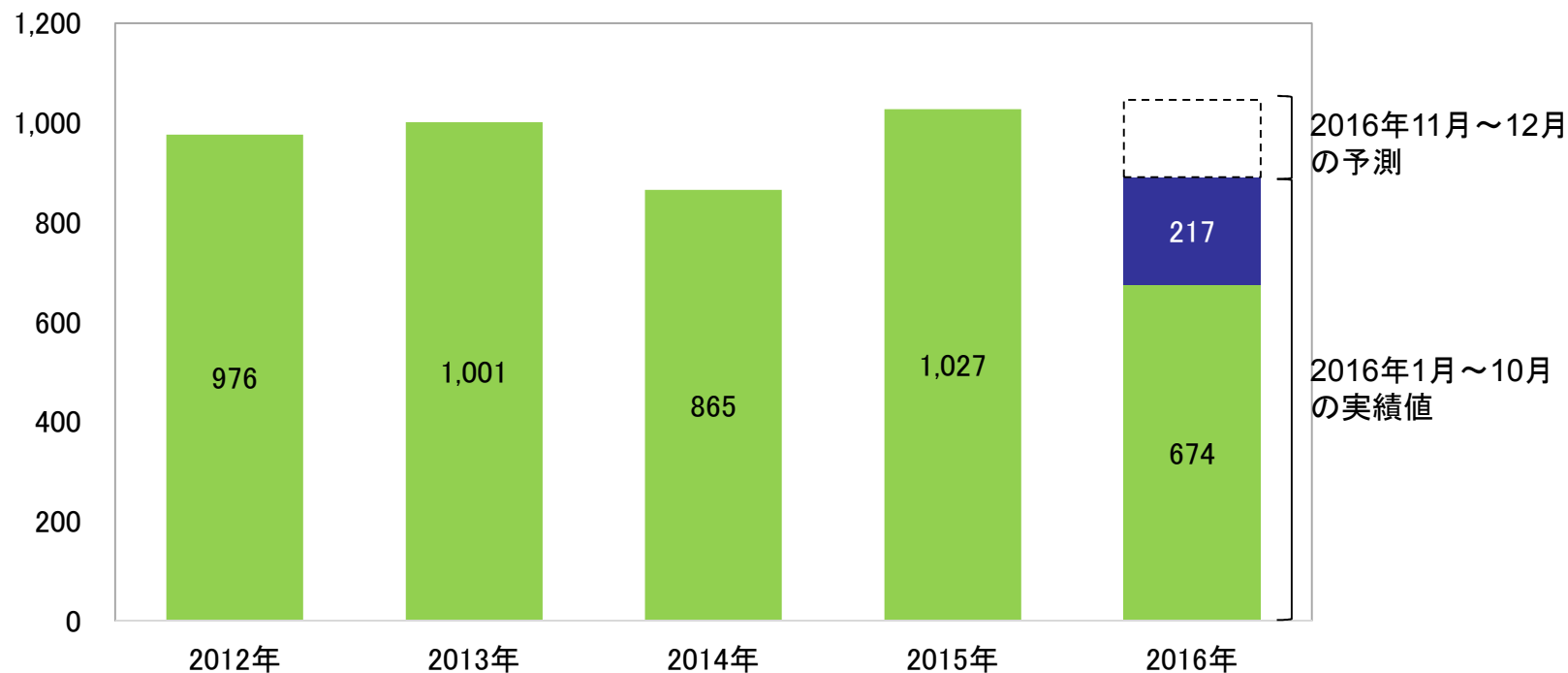


画像を含む意匠の登録要件に関する 意匠審査基準改訂後の状況について

画像を含む意匠の登録要件に関する意匠審査基準改訂後の状況について

資料2-2

(1) 画像を含む意匠の出願件数推移



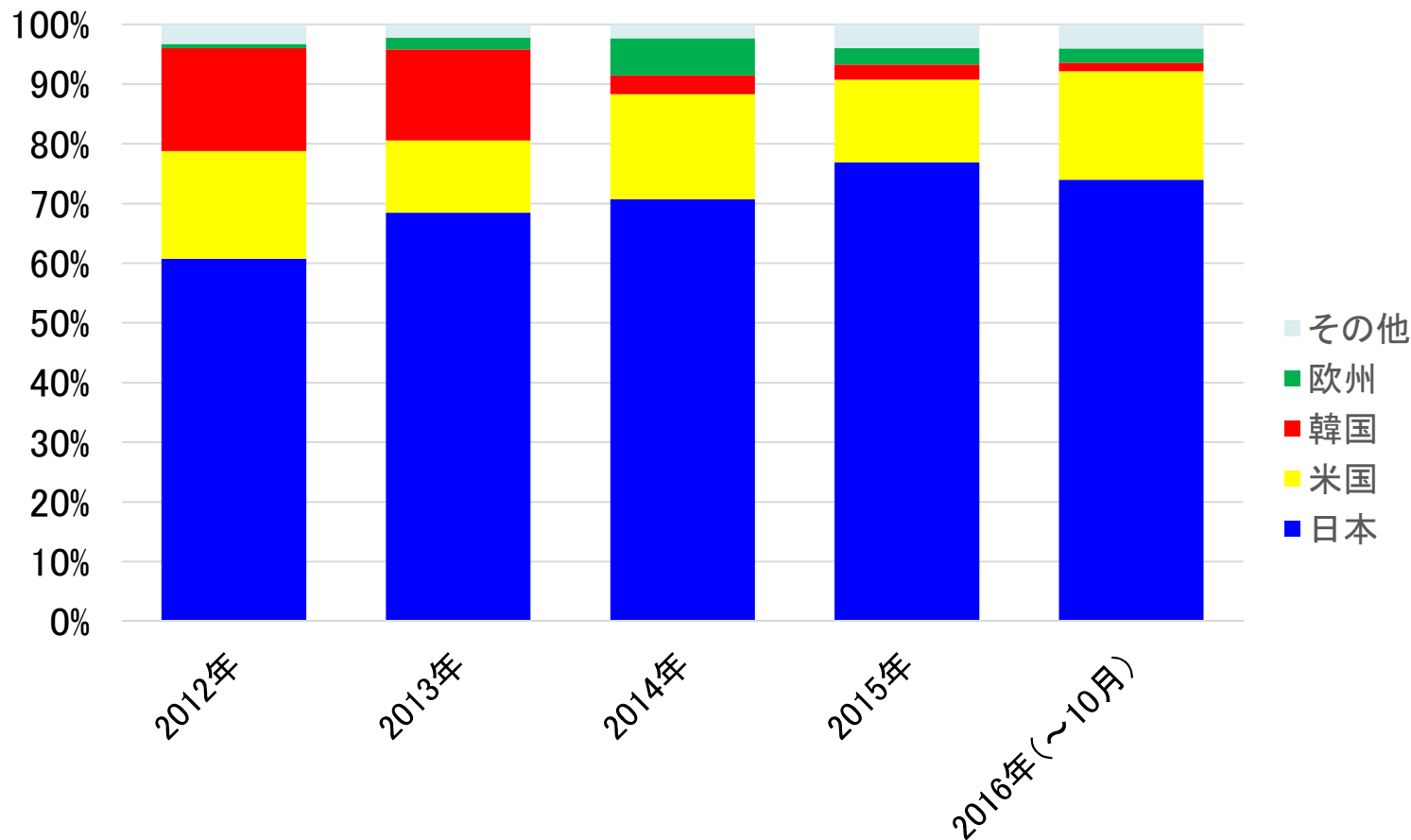
■「〇〇機能付き電子計算機」の画像を含む意匠

※2016年4月の意匠審査基準改訂により、具体的な機能を実現するソフトウェアのインストールによって電子計算機に記録された画像が、付加機能を有する電子計算機(意匠に係る物品「〇〇機能付き電子計算機」)の意匠を構成する画像として意匠登録の対象となった。

画像を含む意匠の登録要件に関する意匠審査基準改訂後の状況について

資料2-2

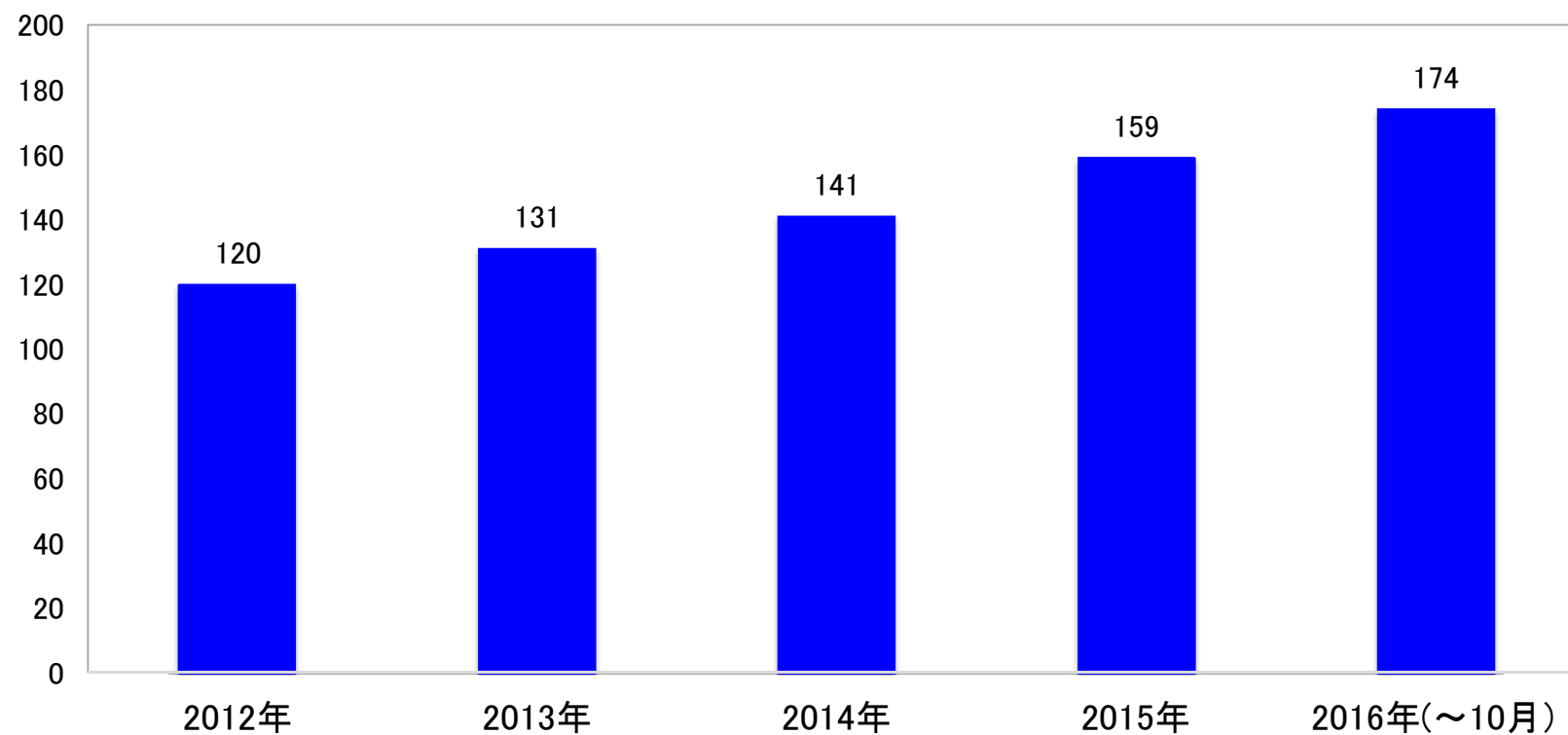
(2) 出願人国籍別の画像を含む意匠の出願件数構造



画像を含む意匠の登録要件に関する意匠審査基準改訂後の状況について

資料2-2

(3) 画像を含む意匠の出願人数推移



画像を含む意匠の登録要件に関する意匠審査基準改訂後の状況について

資料2-2

(参考)画像デザイン保護対象の各国比較

	日本	中国	韓国	米国	欧州
画像デザイン自体の保護	×	×	△	△	○
専用機に組み込まれたソフトウェア画像	△	△	○	○	○
汎用機(電子計算機)に組み込まれるソフトウェア画像	△(改訂後)	△	○	○	○
ウェブページ	×	×	○	○	○
壁紙	×	×	○	○	○

△:条件付保護

【△の説明】

※日本においては、その物品の機能を果たすために必要な表示画像、又は物品の機能を発揮できる状態にするための操作画像が保護される。

※中国においては、製品機能の実現に関係する画像が保護される。

※韓国においては、「画像デザインが表示された～」のように、画像が表示される物品又は部品を記載する必要がある。

※米国においては、「～のためのグラフィカルユーザーインターフェイス」のように、その画像デザインが使用される物品を記載する必要がある。

まとめ

- 意匠審査基準改訂前後において、画像を含む意匠の出願件数に大きな変動はない。
- 画像を含む意匠の出願を利用する者数は増加傾向にある。
- 海外からの画像を含む意匠の出願割合は減少傾向にある。特に韓国からの出願減が顕著である。